

「福島県土砂等の埋立て等の規制に 関する条例施行規則」で定める 土砂等の安全基準の制定について

福島県 水・大気環境課

土砂条例改正の背景及び概要

土砂条例改正の背景

- 本県では、土砂等の崩落等による災害の発生を防止し、県民の生活の安全の確保を図ることを目的に、福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（令和6年福島県条例第1号。以下「土砂条例」という。）を令和6年6月1日から施行し、土砂等の埋立て等について必要な規制を開始した。
- 一方で、埋立て等を使用される土砂等及び埋立て等後の土地の**安全性の確保**については、**土砂条例**や既存の**土壤汚染対策法**及び**福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例**においても**規定されていなかった**。
- このため、**搬入土砂の安全性の確認に関する規定を追加するため**、土砂条例の一部を改正した。

環境審議会での審議の経過

年月日	経緯
令和6年10月8日	諮問
10月18日	第4回環境審議会 条例の一部改正（案）の概要について審議 ○審議内容：搬入の届出義務、搬入後の土壤調査義務、安全基準、安全基準に適合しない土砂等による埋立等における取扱い 等 ○主な意見：改正趣旨の明記、土地所有者への周知、相談窓口の設置等
11月18日	第5回環境審議会（書面開催） 答申（素案）について審議 ○審議内容：条例改正について答申（素案）、いただいた御意見と対応
11月1日～12月2日	パブリックコメント（意見なし）
12月12日	第6回環境審議会（書面開催） 答申（案）について審議 ○審議内容：条例改正について答申（案）、市町村意見への対応
令和7年1月7日	答申

土砂条例改正の背景及び概要

答申の概要（令和7年1月7日答申）

〈審議結果〉

1 土砂条例における目的の追加

「土壌の汚染の防止を図り生活環境の保全に資すること」を目的として規定することが
適当。

2 土砂等の搬入の届出義務規定の新設

「3,000m²以上の土砂等の埋立て等の行為者に対して土砂等の性状を明らかにした書面の添付を要した事前の届出」を義務付け、知事が安全基準に適合していることを確認する規定を新たに設けることが適当。

3 土砂等の搬入後における土壌調査義務規定の新設

3,000m²以上の土砂等の埋立て等を行う者に対して、土砂等の埋立て等の実施中及び完了後に当該区域の土壌調査を義務づける規定を新たに設けることが適当。

4 安全基準の新設

- ・搬入土砂の安全性を確認するための安全基準を新たに設けることが適当。
- ・安全基準設定の際は、あらかじめ、福島県環境審議会の意見を聴くこと。

5 安全基準に適合しない土砂等による埋立て等における取扱い

- ・土砂等の搬入の届出義務等が課されない3,000m²未満の土地の埋立て等も含め、いかなる規模であっても認めないこととすることが適当。
- ・土砂等の撤去等に係る措置を命ずることができるものとすることが適当。

6 土砂等の埋立て等を行う者等の責務の追加

- ・土砂等の飛散及び流出を防止するための措置を行為者の責務として規定することが適当。

土砂条例改正の背景及び概要

答申の概要（令和7年1月7日答申）

〈補足意見〉

1 改正条例の周知

本改正については、土砂等の埋立て等を行う者だけでなく、土地の所有者にも新たな義務が生じることから、広く周知が図られるよう努めること。

2 改正条例施行前における土壌汚染防止の徹底

改正条例の規定は改正条例施行前には適用されないことから、改正条例施行前における土壌汚染の防止については、土壌汚染対策法及び福島県産業廃棄物等の適正化に関する条例の既存法令により厳に対応するよう努めること。

3 盛土等に関する相談への対応

本改正に係る規制を含め、盛土等に関係する機関が連携して、住民からの相談等に対応するよう努めること。

土砂等の安全基準の制定について（施行規則改正案第2条）

土砂等の安全基準制定の概要

- 改正土砂条例第7条の規定により、土砂条例施行規則を改正（第2条を新設）して土砂等の安全基準を規定する。
- 土砂等の安全基準は、土壤環境基準や土壤汚染対策法の要措置区域の指定に係る基準をもとに設定する。

改正土砂条例との対応イメージ

改正土砂条例			土砂条例施行規則（改正案）	
第1条～第6条	略	➡	第1条	略
第7条	土砂等の安全基準		第2条	安全基準（新設）
第8条	安全基準に適合しない土砂等		第3条	略

改正条文抜粋（改正土砂条例第7条及び第8条（土砂等の安全基準等））

第7条 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準（以下「安全基準」という。）は、土砂等の汚染状態について、規則で定める。

- 安全基準は、土壤の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして定めるものとする。
- 知事は、安全基準を定めようとするときは、福島県環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第8条 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して土砂等の埋立て等をし、又は安全基準に適合しない土砂等を使用する土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供してはならない。

2 略

土砂等の安全基準の制定について（施行規則改正案第2条）

- 搬入土砂の安全性を確認するため、土壌環境基準や土壌汚染対策法の要措置区域等の指定に係る基準をもとに設定。

項目	溶出量基準 (mg/L)	含有量基準 (mg/kg)	項目	溶出量基準 (mg/L)	含有量基準 (mg/kg)
四塩化炭素	0.002以下	—	シアン化合物	検出されないこと	50以下 (遊離シアンとして)
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	—	水銀及びその化合物	0.0005以下	15以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	—	水銀及びその化合物のうち アルキル水銀	検出されないこと	—
1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	—	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下
ジクロロメタン	0.02以下	—	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下
テトラクロロエチレン	0.01以下	—	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4,000以下
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	—	ほう素及びその化合物	1以下	4,000以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	—	シマジン	0.003以下	—
トリクロロエチレン	0.01以下	—	チオベンカルブ	0.02以下	—
ベンゼン	0.01以下	—	チウラム	0.006以下	—
クロロエチレン	0.002以下	—	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—
カドミウム及びその化合物	0.003以下	45以下	有機りん化合物	検出されないこと	—
六価クロム化合物	0.05以下	250以下	1,4-ジオキサン	0.05以下	—

※令和6年12月12日開催の環境審議会資料では、「水銀及びその化合物のうちアルキル水銀」の含有量基準について、15mg/kg以下と記載していましたが、安全基準の参考としている環境基本法第16条第1項に基づく土壌環境基準や土壌汚染対策法の要措置区域の指定に係る基準では、当該項目について基準値を定めていないことから、「—」に修正しています。

【参考】その他の施行規則改正事項

土砂条例改正の概要（安全基準以外）

改正土砂条例		土砂条例施行規則（改正案）	
第1条～第8条	略	第1条～第3条	略
第9条	土砂等の埋立て等の許可	第4条	許可を要しない法令等に基づく処分による土砂等の埋立等（追加）
		第5条	許可を要しない土砂等の埋立等（追加）
第10条～第15条	略	第6条～第11条	略
第16条～第21条	土砂等の搬入の届出 土壌検査等	第12条	土砂等の搬入の届出（新設）
		第13条	土壌検査の方法（新設）
		第14条	土壌検査の報告（新設）
第22条～第41条	略	第15条～第22条	略

※土砂条例施行規則（改正案）第4条許可を要しない法令等に基づく処分による土砂等の埋立等及び第5条許可を要しない土砂等の埋立等の追加については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処分業等に係る土砂の埋立等について追加するものです。